更生保護出張講座（東京保護観察所）

第1編　はじめに

1　刑事政策全般に関して「よく耳（目）にする」あれこれ

○「トー横」「特殊詐欺」「闇バイト」 日本の治安は悪化しているのか？
○非行・犯罪を行った人で、矯正や更生保護と関わりを持つに至った人の割合は？
○容疑者って誰のこと？（ヒント：マスコミ用語と法律用語）
○「3割の●●●によって、6割の犯罪が行われている」 → ●●に入ることばは？
○　一番多い「非行」「犯罪」はなんだろうか

2　福祉現場や福祉学部・社会福祉士等養成課程の学生の方と新科目「刑事司法と福祉」

○実は多様な職域で刑事政策と福祉の接点がある　　例）職能団体での専門委員会
○ 「処遇」という言葉、「支援」という言葉→専門職の相互理解が必要
○そもそも 「関わりのスタート」等が、社会福祉と刑事司法（政策）では異なる点に留意
　例）「MOTA ゼミ」（ある地域生活定着支援センターの試み）
○「関わることのできる期間」も法律により定められている
○個々の処遇や施設運営において、加害以外に注目すべきことは「被害」（被害体験）

3　犯罪や非行をした人が立ち直るために必要なものとは・・・

○本人の更生への意欲と立ち直りに向けた努力→関わる人々の指導によってより確かなものに
○彼らを受け入れる社会→過ちを悔いる人を受け入れ、立ち直りを見守る

【ポイント】地域社会で起きている物事を「問題」と見るか「課題」と見るか
＝社会で起きている物事を「自分から切り離さない」ということ

> 「問題」と見る→「誰か」（行政、専門家等）に解決を委ねる
> 「問題」と見えるものにどこかに行ってほしいと思う
> ＝社会的排除につながりかねない
> 「課題」と見る→「自分」にできることを考える

ことば1：「『困った人』ではなく『困っている人』と考える　そうすると人は優しくなれる」
（豊中市社会福祉協議会　勝部麗子氏の言葉）
→社会的包摂への第一歩

ことば2：「みんながみんな『こんな社会になってくれ』と望むだけで、誰もそうしようと行動しなければ意味がありません。」（誰も僕を見ていない　山寺　香　ポプラ社）
→平等な社会を望むなら普段から平等に物事や人を扱ってください。差別のない社会を望むなら普段から差別をせずに人を見つめてください。貧困のない社会を望むなら普段からそのような人を見つけたら助けてあげてください。そうすれば社会全体が理想に近づくのには時間がかかっても、自身の周囲だけは理想の社会になると思います。

第2編　基本的事項

1　更生保護制度の機能

① 再び非行や犯罪を行わないよう立ち直りを助ける

・保護観察期間中の再犯・　再非行防止はもちろん、彼らの立ち直りを支援することにより、保護観察が終わった後も犯罪や非行を行うことなく、社会の中で生きていけることを目的としている。

② 社会の一員として自立できるよう支援する

・職場や学校に通うなど、地域の中で生活しながら保護観察を受け、自立を目指す。

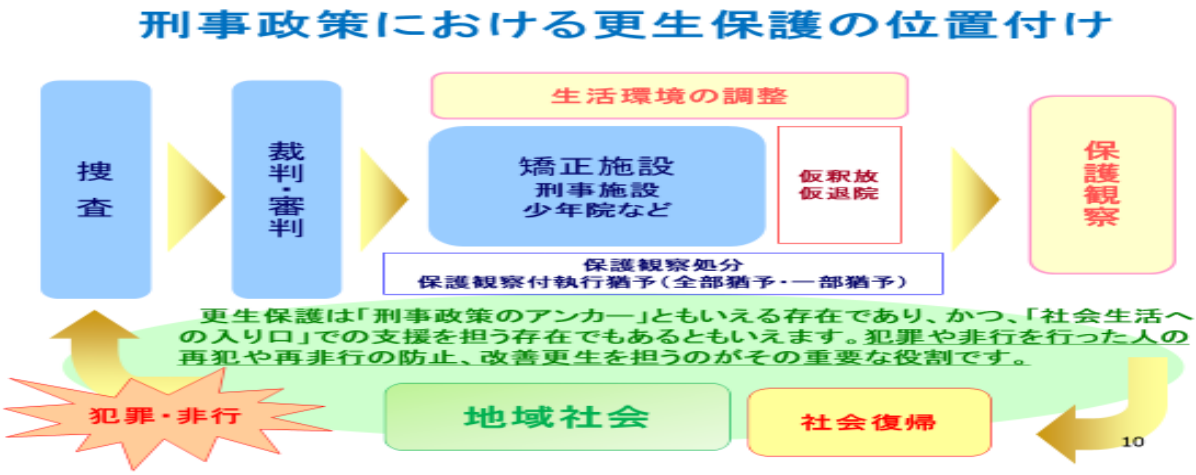
③ 社会復帰のソフトランディングを図る

・社会へのソフトランディングを図り、円滑な社会復帰を促進する。刑事施設や少年院収容中から生活環境の調整を実施し、社会復帰への準備を整える。保護観察処遇においては、指導監督・補導援護を通し社会復帰を支えていく。

【よくある質問】「なぜ犯罪の加害者に対して手厚い処遇を行うのか」

本人の改善更生を助けることは再犯防止につながる

→「新たな被害者を生まない」「犯罪被害者等の思いに応える更生保護」



2　生活環境の調整

目的：矯正施設（刑事施設・少年院）在所中から地域社会への 「ソフトランディング」を目指す

・引受人の引受意思を確認する、釈放後の住居や就労先を確保する「等」

・引受人・家族と話しあい、刑事施設・少年院や地方更生保護委員会「等」と連携して実施

・必要に応じて本人「等」と面接

調整する事項

・家庭、近隣、交友関係、被害弁償、釈放後の生計の見込み「等」

→「等」に該当するものは・・・福祉や医療に関する人、機関、制度、「場」（学校・事業所）

調整結果

・本人が釈放後帰住予定地に帰ることの可否に関して保護観察所長の意見を付して、地方更生保護委員会・矯正施設に保護観察所から通知する。

→仮釈放等審理、矯正処遇、仮釈放等による保護観察で活用される

地方更生保護委員会における仮釈放等の手続（典型的な例）

① 刑事裁判の確定、家庭裁判所の審判での決定により刑事施設・少年院に本人が収容される
② 本人が自分自身が釈放後帰りたい場所（帰住予定地）と引受人を決め、施設職員に申告
③ 帰住予定地を管轄する保護観察所に「生活環境の調整」事件が係属する
④ 地方更生保護委員会委員・保護観察官による調査（面接、関係書類の精査）
⑤ 刑事施設・少年院の長からの仮釈放等の申出を地方更生保護委員会が受理
⑥ 地方更生保護委員会の合議体（委員3人）による審理（関係書類の精査、委員による面接）
⑦ 合議体による評議（仮釈放等の許否や釈放すべき日などを検討）
⑧ 仮釈放等を許す旨の決定
⑨ 仮釈放→保護観察に移行　社会へのソフトランディングを実現

◎勾留されている被疑者又は被告人に対する生活環境の調整

・釈放される場合に、保護観察所による更生緊急保護の措置に円滑につなぎ、福祉サービス等に係る調整、就労支援等の支援をすることが、その社会復帰を円滑にするため必要と認めるとき、その者の同意を得て、生活環境の調整等を行うことができる。
・令和６年中に上記生活環境の調整等を開始した人員：765人（被疑者384人、被告人381人）

3　保護観察の実施

・「犯罪をした人や非行のある少年」が健全な社会の一員として更生するように、実社会の中で、保護観察官と保護司が協働して指導監督・補導援護を行う。
・保護観察処遇において「指導監督」と「補導援護」は車の両輪のように実施される。

(1)指導監督

・接触を保ち、行状を把握する。
・遵守事項を守って生活・行動するよう必要な指示等を行う。
・特定の犯罪傾向を改善するための専門的処遇を実施する。

◎遵守事項（保護観察中守るべき約束事）＝一般遵守事項と特別遵守事項がある
・保護観察対象者がこれを守らない場合には・・・
　保護観察の指導の強化、不良措置（通告、施設送致申請、戻し収容など）
①一般遵守事項（全ての保護観察対象者共通）
（以下は実際の文言表記ではなく内容的なもの）
・再び犯罪をすることがないよう、又は非行をなくすよう健全な生活態度を保持すること。
・保護観察官又は保護司による指導監督を誠実に受けること（呼出しや訪問に応じて面接を受けること／交友関係などの生活状況を報告すること／保護観察官又は保護司から求められたときは上記事項に関する疎明資料を提出することなど）。
・速やかに住居を定め届出を行い、その住居に居住する。
・転居又は7日以上の旅行をするときは、あらかじめ保護観察所長の許可を受けること。

・「被害者等の被害を回復し、又は軽減するために取った行動の状況について申告等すること」→2023（令和5）年 12 月 1 日、改正更生保護法施行により追加

②特別遵守事項（個々の保護観察対象者に個別に設定）

・就職活動を行い、又は仕事をすること
・共犯者との交際を絶ち、一切接触しないこと
・被害者等に一切接触しないこと
・特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を受けること。
→専門的処遇プログラム：性犯罪再犯防止プログラム、薬物再乱用防止プログラム
飲酒運転防止プログラム、暴力防止プログラム

（2）補導援護

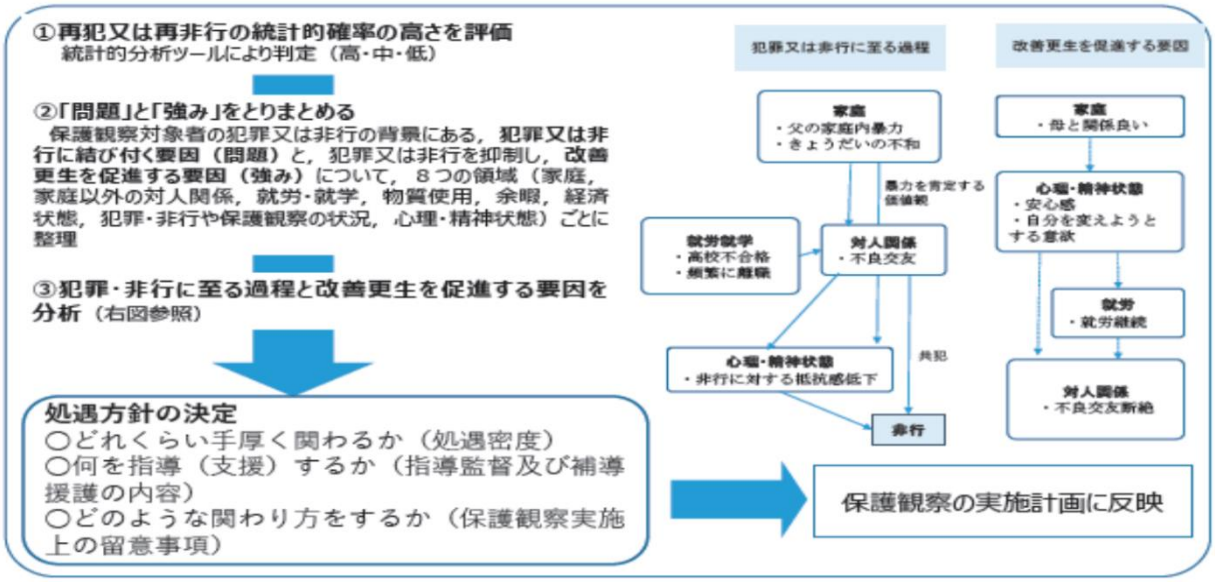
・適切な住居等を得られるよう、また同所に住めるよう助ける。
・医療・療養、職業補導・就職、教養訓練を得るよう助ける。
・生活環境の改善・調整、生活指導等を行う。

◎アセスメントに基づく保護観察の実施

①CFP（Case Formulation in Probation/parole）

・保護観察官が保護観察対象者のアセスメント（見立て）を行うためのツール。2021（令和3）年1月から本格導入（試行は 2018（平成30）年10月から実施）。CFPは犯罪者の再犯防止等に関する理論的・実証的根拠を踏まえて開発されている
・CFP の導入：CFPを活用した体系的なアセスメントを実施
⇒より適切に処遇方針を決定
⇒より効果的に再犯防止・改善更生を実現（下記図が CFP の概要）

2025（令和7）年6月～：アセスメントの充実化を目的として、保護観察対象者の属性、犯罪歴等の静的リスクに加え、環境、行動及び心理・精神状態などの動的リスクも分析することとされた。



（2）保護観察付全部執行猶予者「開始時重点的アセスメント期間」

・2025（令和7）年6月から、開始当初のおおむね3か月間を「開始時重点的アセスメント期間」とし、保護観察官による直接処遇を行ってライフヒストリーの聴取を行い、少年鑑別所の協力を得て実施する心理検査等も活用して情報の収集・把握を行った上で、アセスメントを重点的に実施するとともに、これらの結果を踏まえ適当と認められる場合には、保護司との協働態勢による処遇に円滑に移行するための措置を講じるなどして、処遇の一層の強化が図られることとなった。

4 更生緊急保護

① 対象となる者自身による保護観察長に対する「申出」
② 保護観察官による「調査」の実施
③ 保護観察所長による更生緊急保護の措置の「決定」

更生緊急保護の対象となる者

① 刑の執行を終了した者→満期釈放等
② 刑の執行の免除を得た者
③ 刑の執行猶予の裁判確定前の者→判決言渡し後釈放される
④ 刑の執行猶予者で保護観察に付されなかった者（保護観察がつかない「単純執行猶予」）
⑤ 刑の一部の執行猶予者のうち、猶予の期間中保護観察に付されなかった者であって、執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わったもの
⑥ 検察官が直ちに訴追を必要としないと認めた者（処分保留で釈放）（起訴猶予）
⑦ 罰金又は科料の言渡しを受けた者
⑧ 労役場出場者、仮出場者
⑨少年院から退院し、又は仮退院を許された者　（保護観察に付されている者を除く。）

措置の種類と内容（更生保護法第85条）

・金品給与・貸与、宿泊場所の供与、宿泊場所への帰住の援助、医療又は療養の援助
・就職又は教養訓練の援助・職業補導、社会生活に適応させるために必要な生活指導
・生活環境の改善又は調整、国が行う又は更生保護事業を営む者等に委託して行う。

実施要件

・親族からの援助や公共の衛生福祉その他の施設からの保護を受けられない場合、又はこれらの援助や保護では改善更生できない場合、本人の意思に反しない場合

改善更生のために必要な限度

・一般法定期間と特別法定期間 （一般法定期間：身柄の拘束を解かれた日から、その翌日を起算日として6月目に当たる日まで）

5 更生保護を支える人々

・更生保護は、国家公務員の保護観察官と、民間篤志家である保護司との協働により進められ、多くの更生保護ボランティア団体、地域の様々な関係機関・団体に関わっていただいている。

(1)保護司

・犯罪や非行をした人に寄り添い社会復帰を支える民間ボランティア(非常勤国家公務員、守秘義務有り) 重要:保護観察官と保護司の「協働態勢」

(2)更生保護施設

・犯罪や非行をした人のうち、帰る場所のない人たちに対して宿泊場所や食事の提供、就労の支援、社会生活に適応させるための指導を行う。全国に 102 か所設置されている。

(3)更生保護女性会

・更生保護施設への支援活動、子育て支援活動など、幅広い活動を展開し、犯罪や非行の防止、犯罪や非行をした人の立ち直り支援をする女性ボランティア団体。

(4)BBS 会

・少年と、兄と姉のような身近な存在として接しながら彼らが健全に成長できるよう支援し、犯罪や非行のない社会の実現を目指す青年ボランティア。活動は広範にわたっている。

(5)協力雇用主

・保護観察中の人などを前歴にこだわらず積極的に雇用することで、その立ち直りに協力する民間の事業者。

「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」が重要
→“社会を明るくする運動”「再犯防止啓発月間」(7月)

参考:更生保護事業と更生保護施設

更生保護事業

・犯罪をした人や非行のある少年が善良な社会の一員として改善更生することを助けることなどを目的とした事業で次の 3 種類がある(根拠:更生保護事業法)

更生保護法人

・更生保護事業法に基づき、法務大臣の認可を受けて、更生保護事業を営む民間団体。更生保護法人は、更生保護施設を設置・運営して被保護者に対する宿泊場所を提供しての自立支援、金品の給貸与や生活の相談支援の実施のほか、更生保護の地域連携体制の整備、犯罪をした人たちの更生を助けることを目的とする事業に対する助成や連絡調整、これらの事業に関する啓発等を行っている。

①宿泊型保護事業

・犯罪をした人などのうち、帰るべき住居がないなどにより改善更生のための保護を必要としている人を更生保護施設に宿泊させ、社会に適応するために必要な生活指導や特定の犯罪的傾向を改善するための援助などを行う事業

②通所・訪問型保護事業

・犯罪をした人のうち、改善更生のための保護を必要としている人を更生保護施設等に通わ

せ、又は訪問するなどにより、生活環境の改善や調整、金品の給与、生活の相談に応じるなどを行う事業

③地域連携・助成事業

・地域における連携協力体制の整備や宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業等に従事する人の養成や研修、啓発、助成などを行う事業。

6 犯罪被害者等の方々のための施策

・2007（平成19）年12月から被害者等の方々のため行ってきた施策が、改正更生保護法施行日（2025（令和5）年12月1日）からより充実・強化。改正更生保護法の規定によりとるあらゆる措置において、犯罪被害者等の心情やその置かれている状況を十分に考慮すべきことが定められ、保護観察対象者の「一般遵守事項」として「被害者等の被害を回復し、又は軽減するために取った行動の状況について申告等すること」が追加された。

→保護観察対象者が犯罪被害者等の意向に十分配慮して謝罪や被害弁償等に務めるよう働き掛ける。犯罪被害者等の心情等への考慮は、保護観察処遇だけではなく生活環境の調整等についても行う。

（1）意見等聴取制度

・地方更生保護委員会に対して、仮釈放等、生活環境の調整や保護観察に関するご意見や被害についての被害者等のお気持ちを伝えることができる。

（2）心情等聴取・伝達制度

・被害に関するお気持ちや、保護観察中の加害者の生活・行動に対するご意見を保護観察所がお聴きする。さらに、ご希望がある場合には、これを保護観察中の加害者に伝えることができる。

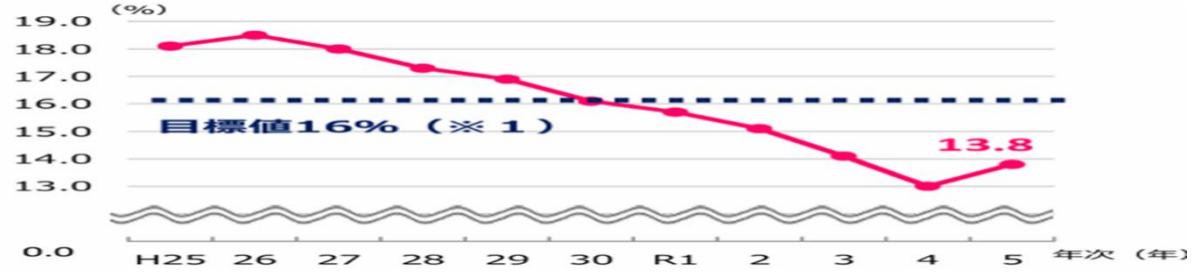
（3）被害者等通知制度

・犯罪被害にあわれた方々からのご希望に応じて、仮釈放・仮退院等審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知する。

（4）相談・支援制度

・保護観察所の被害者支援専任の担当者が、犯罪の被害にあわれたことによる悩みや不安などをお聴きし相談に応じる。相談内容により制度使用等の手続き等の情報を提供する。

【重　要】 再犯防止　出所受刑者の2年以内再入率の推移



「再犯防止に向けた総合対策」（2002（平成24）年7月　犯罪対策閣議決定会議）の成果指標目標達成状況

○「満期釈放者対策を始めとした“息の長い”支援の充実」は依然として刑事政策上の課題

・令和 5 年出所者の 2 年以内再入率　満期釈放 20.8%、仮釈放者 9.6%
満期釈放者の再犯防止対策：仮釈放に向けた取組、満期釈放者への継続的な支援等

◎刑事施設、少年院、少年鑑別所の違い

矯正施設	刑事施設	刑務所	主として受刑者を収容する。
		少年刑務所	16歳以上26歳未満の受刑者を収容する。
		拘置所	刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する。
	少年院		主として家庭裁判所から、保護処分として送致された少年
	少年鑑別所		主として家庭裁判所から観護措置の決定により送致された少年

（1）刑事施設＝刑務所、少年刑務所、拘置所の3種類

①刑務所 ②少年刑務所

・受刑者を主として収容する施設。受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとされる。

・少年刑務所は、16 歳以上の少年及び 26 歳未満の成人に対し可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行う刑務所。

参考：○○社会復帰促進センター（PFI刑務所）、市原青年矯正センター（少年院転換型刑事施設）

③拘置所

・主として未決拘禁者を収容する施設。

（2）少年院→【ポイント】 刑罰ではなく「教育」を行う施設

・2015（平成 27）年 6 月、改正少年法と少年鑑別所法施行。

少年院の種類

・第1種：著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満のもの
・第2種：心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだおおむね16歳以上23歳未満のもの
・第3種：心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満のもの（旧：医療少年院）
・第4種：少年院において刑の執行を受ける者（14歳以上16歳未満）
・第5種：改正少年法 66 条に基づき保護観察中の者に対する収容決定が行われた際対応を行う（新設）。

（3）少年鑑別所

・家庭裁判所の観護措置決定により送致された少年を収容し、医学、心理学、教育学、社会学その他専門的知識及び技術に基づき、家庭裁判所の求めによる鑑別及び必要な観護措置を行う。また、地域援助を行う「法務少年支援センター」を併設。

◎受刑者処遇の流れ（拘禁刑導入後　2025（令和7）年6月1日～）

・受刑者の処遇は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（通称「刑事収容施設法」2005（平成 17）年法律第 50 号）に基づき、その者の年齢、資質及び環境に応じ、その自覚に訴

え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行う。
【注意】拘禁刑導入により、「作業」がなくなったわけではない。

拘禁刑

・懲役と禁錮を廃止し新たな刑として拘禁刑を創設（2025（令和7）年6月1日施行）。個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能となった。拘禁刑下では、入所から出所まで、個々の受刑者の特性をきめ細かに把握しつつ、特性に応じた働き掛けを展開していくこととなった。

・処遇調査の充実、矯正処遇課程（24課程）新設、矯正処遇の充実、社会復帰支援の充実

（1）矯正処遇の充実：作業・改善指導・教科指導

・内容や方法の充実を図り、受刑者の特性に応じて必要なものを組み合わせて実施。受刑者自身が処遇の必要性を理解し、自主的・意欲的に取り組めるよう動機付けのための働き掛けを強化

（2）社会復帰支援の充実

・就労支援・福祉的支援→入所後の早い段階から支援ニーズを把握し、住居・就業先・福祉サービスの確保など、釈放後の社会生活を見据えた支援を実施

・受刑者に対する社会復帰支援の充実が刑事施設の長の責務として明文化（2023（令和5）年5月 12 日～）

【参　考】新設された矯正処遇課程

DS：高齢福祉課程 Senior Persons Requiring Daily Care

・おおむね70歳以上の者で、認知症、身体障害等により自立した生活を営むことが困難な者

DH：福祉的支援課程（知的障害・発達障害）Handicapped Persons Requiring Daily Care

・知的障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者

DM：福祉的支援課程（精神上の疾病又は障害）Persons with Mental Disorder Requiring Daily Care

・精神上の疾病又は障害を有する者のうち、医療刑務所等に収容する必要性は認められないものの、自立した生活を営むことが困難な者

A：依存症回復処遇課程 Addiction Recovery

・薬物の自己使用歴がある者のうち、薬物依存からの回復に向けた矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる者

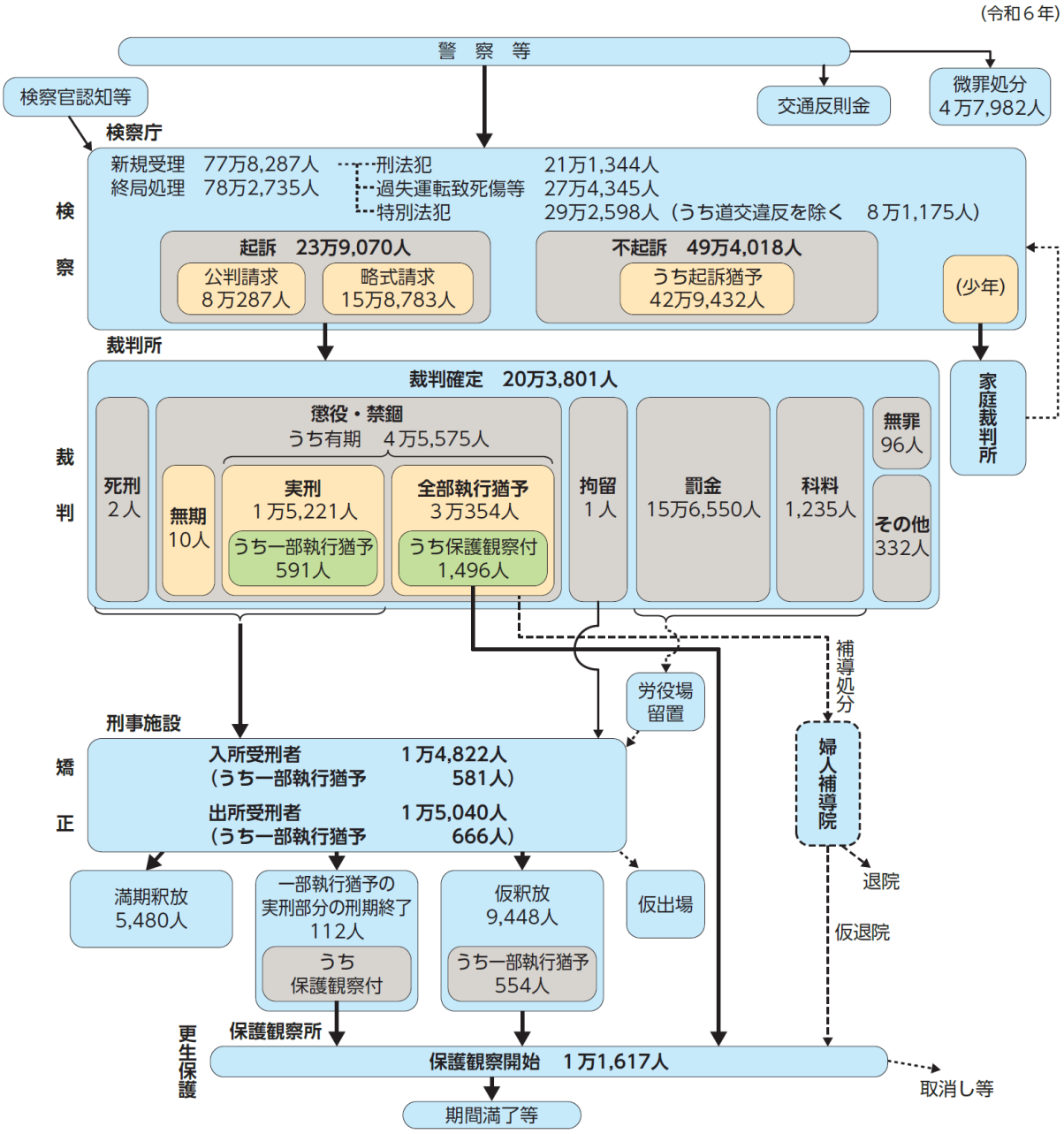
O：開放的処遇課程 Open House Treatment

・開放的施設での処遇等の実施が可能と見込まれる者、交通事犯集禁対象者

ST：短期処遇課程 Short Term Persons

・執行すべき刑期が6月未満の者

◎犯罪者処遇の概要（令和7年版犯罪白書 34 ページ）



婦人補導院の廃止

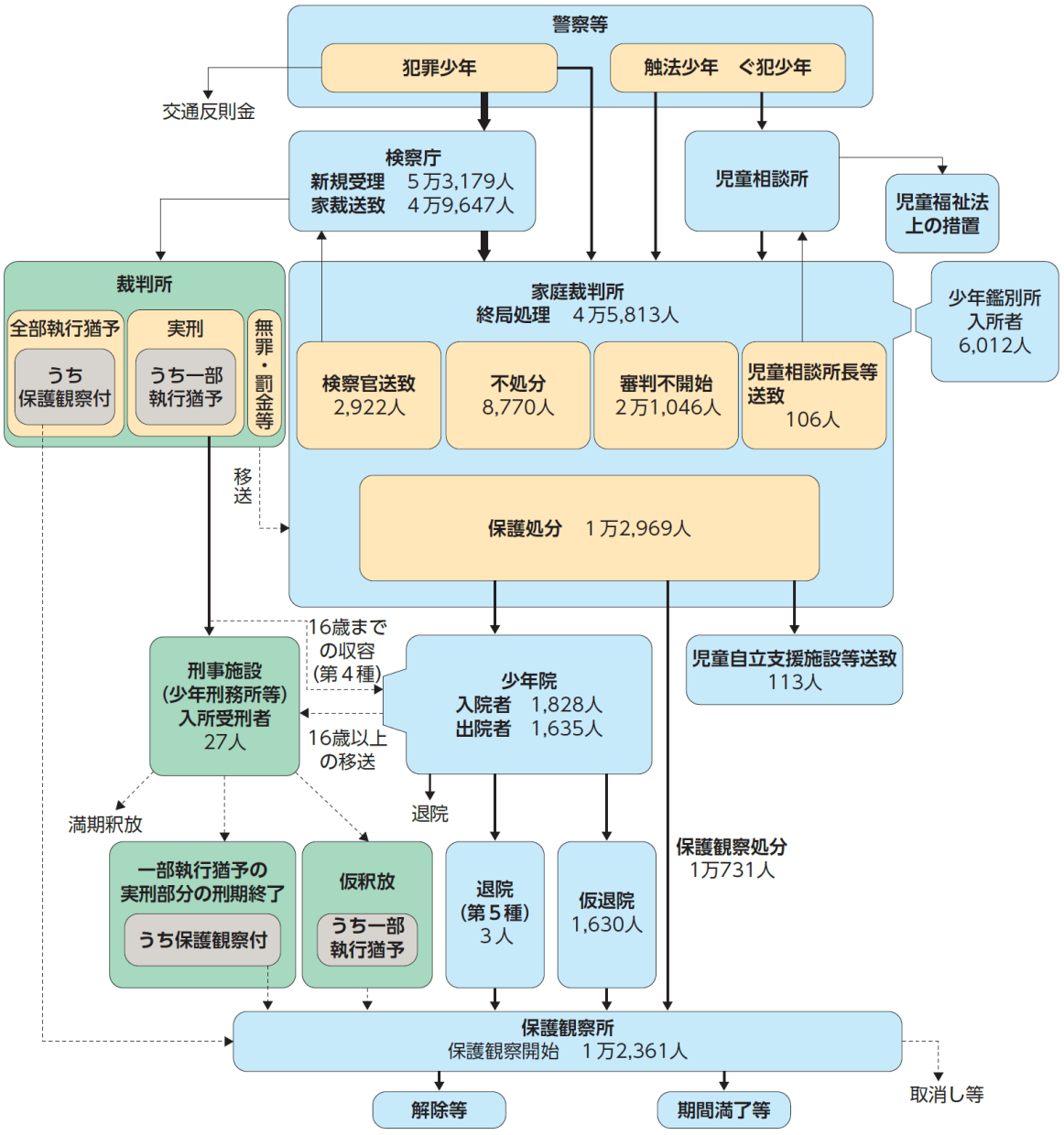
・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第 52 号）により、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）において補導処分の規定が削除され 2024（令和6）年 4 月 1 日に廃止

微罪処分（図の右上角の部分）

・刑事訴訟法 246 条ただし書きに基づき、検察官にあらかじめ指定した犯情の特に軽微な窃盗、暴行、横領（遺失物等横領を含む）等の成人による事件について、司法警察員が検察官に送致しない手続を執ること。

◎非行少年処遇の概要（令和7年版犯罪白書 132 ページ）

（令和６年）



第3 事例を用いて「制度」を学ぶ 注：架空事例です。事例研究ではありません

27歳男性「太郎さん」 本件強盗致傷 刑務所 初入

・地元商店街の店舗 A で万引きした後店舗を出ようとした際、アルバイトの男子学生（20 歳）に声をかけられてパニックになり、男子学生を転倒させ、全治 3 週間の傷害（手首骨折）を負わせた。
・A は母の同級生夫婦が経営。店主妻は地域で民生委員も務め、本人母は店主妻に本人のことなどを相談していた。店主妻が「〇〇君、いらっしゃい」と声をかけるなどして、本人の特性に応じた対応をしていたため、本人も問題は起こさなかった。
・しかし本件時は、本人のことをよく知らないアルバイト店員が対応していた。
・窃盗事件で執行猶予中（懲役1年執行猶予3年）の再犯。取消刑を含めて受刑することとなった。

被害者：20 歳男性

・転倒時利き手指骨折。利き手であり学業、部活に支障。被害者感情は悪い。
・本人母が治療費その他の弁償に努めている。

家族構成

父：地元商店街で長く続く店の二代目で地域活動に熱心。本人25歳時心疾患で急死（疾病）。
母：家業手伝い→実質的店長。真面目で優しい。父死後店を切り盛り。本件で消耗している。
兄：スポーツ選手を目指し高校進学時から寮生活。現在は引退し会社員。隣県で妻子と生活
父方祖父母：近隣に在住し密に交流していたが、本人が 20 代前半に祖父母とも死去

心身の状況

・身長 165 センチ 体重 85 キロ 肥満気味
・薬物使用なし 飲酒（隔日：チューハイ 500 ミリ×3）
・趣味：オンラインゲーム 動画鑑賞（ゲーム実況、鉄道、地下アイドル等）
・IQ 相当値 60 平素は穏やかで人当たりがよいが、パニックを起こしやすい 発達障害疑い
・父の葬儀の際の様子（落ち着きがない）を見て心配した母の姉（看護師）の勧めで心療内科を受診、発達障害支援センターへの相談を勧められたものの、本件もあり相談できていない。
・向精神薬を処方されたが（内容不明）生活リズムの乱れで服薬できていなかった。

非行・犯罪歴 ➡講座資料 p.11、p.10 のフロー図と照らし合わせるとわかりやすいです。

・小学校高学年：近隣の店舗 A で万引き。店主による説諭と父親による謝罪で警察通報なし。以後店舗 A では本人が来店時、「〇〇くん、こんにちは」と声かけをすることで、問題行動なし
・16歳：窃盗（A 以外の店舗で万引き）「審判不開始」
・17歳：詐欺（無銭飲食） 横領（占有離脱物横領）「不処分」
・18歳：窃盗（万引き）「保護観察」（保護司との接触良好 期間満了で終了）
・21歳：窃盗（万引き）「微罪処分」

・22歳：窃盗（万引き）「微罪処分」
・23歳：詐欺（無銭飲食）「不起訴処分」
・24歳：窃盗 「罰金」
・26歳：非現住建造物侵入、窃盗 「懲役１年執行猶予3年」
→27 歳：本件強盗致傷　拘禁刑 2 年

生活歴

都内で出生
・両親実父母、同胞兄1。大きな商店街がある下町。父方祖父母が近くに在住。
小学校時代
・学習の遅れ、落ち着きのなさなどを学級担任から指摘される。母は児童相談所に相談しようとするが、父や父方祖母から「神経質すぎる」といわれ、相談できなかった。
中学校時代
・学習の遅れが顕著になり登校をしぶりがち。中2時に書店での万引きが発覚するが父が奔走し事件化せず。父方祖母の提案で「転地療法」として、遠隔地の民間施設で生活。本人は施設所在地の高校への進学を希望していたが、長男がスポーツ選手を目指し家を出たことに伴い、「跡継ぎ」として家に呼び戻される。以後生活が再び低調となり高校受験に失敗。
中卒後
・商店街内の店舗で接客アルバイト→「手順が覚えられない」と叱られて行かなくなる。
17 歳～
・主として祖父の意向で、家業の取引先に預けられ農業に従事するが、すぐに逃げ出す。
18 歳～
・実家で生活する。たまに家業を手伝うほかはぶらぶらして過ごす。
・地下アイドルにはまり、課金がかさむ。金銭の自己管理が難しい。
・窃盗（万引き）で保護観察。保護司との関係は良好で来訪も励行（期間満了で終了）
21歳～
・財産犯反復（窃盗（万引き）、詐欺（無銭飲食）
24歳
・窃盗　罰金
26 歳
・非現住建造物侵入、窃盗　懲役１年執行猶予3年
27 歳
・本件で逮捕。勾留→起訴→実刑判決（拘禁刑 2 年）→刑事施設入所。
・当初の帰住予定地は母宅、引受人は実母。

帰住予定地・引受人

・当初：帰住予定地実家、引受人母→母宅方で生活環境の調整　母「受け入れて支えたい」
・刑事施設収容後1年後：実母が脳梗塞を発症し後遺症が残る。単身生活が難しくなり、母退院後は兄夫婦が母宅に引っ越して同居。母も兄も本人の立ち直りに協力する気持ちはあるが、

本人の事件を兄の妻には知らせておらず、本人を引き受けることができなくなった

「特別調整」の実施（地域生活定着促進事業）

【ポイント】いわゆる「出口調整」はこの「生活環境の調整」の一種（司法と福祉との連携）「特別調整」

①特別調整候補者として「選定」

②特別調整対象者として「決定」（本人の同意が必要）

③生活環境の「調整」

（刑事施設）所在地保護観察所が生活環境の「調整」を実施

（帰住希望地が所在地保護観察所と異なる都道府県の場合）帰住希望地保護観察所が実施。

【本人の希望】母のことが好きなので、できれば母宅に近いところで生活したい。

（帰住予定地の確保）

④仮釈放等の「手続」

⑤仮釈放の「許可」→仮釈放 「保護観察の実施」

⑥仮釈放期間終了　地域生活へ

地域生活定着支援センター：主として以下の５つの業務を行っている。

①コーディネート業務：矯正施設を退所する予定の人への帰住地調整支援

②フォローアップ業務：矯正施設を退所した人を受け入れた施設等への助言等

③被疑者等支援業務：被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な助言等

④相談支援業務：犯罪をした人・非行のある人やその家族等からの福祉サービス等についての相談に対する支援

⑤関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

・司法関係機関、福祉関係機関、地方公共団体その他関係機関等と連携を保つために、研修や協議会等を開催し、犯歴の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人について、地域において必要な福祉的支援が受けられるようにするための環境づくりや支援のためのネットワーク構築

太郎さんの特別調整

・「母宅の近くの施設等で生活したい」（本人）「同居は無理だが支援はしたい」（母）

・刑務所出所者等の受入れ実績のあるグループホーム（母宅から電車で 45 分程度）

→受入れは可能と思われるが、福祉・医療面でのアセスメントを行ってほしい

・心療内科クリニック「設備・スタッフが充実している精神科受診が望ましい。当院から紹介可」